重要事項説明書別紙

特別養護老人ホーム アルテイル宮町 施設利用料金表 　令和6年8月1日改定

サービス種別：ユニット型地域密着型介護老人福祉施設サービス費（Ⅰ）
地域区分：6級地 10.27

【保険対象】（1日あたり）

		項目・単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
			682単位	753単位	828単位	901単位	971単位	
介護保険	1	入居者のサービス利用料金	7,004円	7,733円	8,503円	9,253円	9,972円	
	2	内介護保険から給される額	6,303円	6,959円	7,652円	8,327円	8,974円	9割
		（上段 9割 中段 8割 下段7割）	5,603円	6,186円	6,802円	7,402円	7,977円	8割
			4,902円	5,413円	5,952円	6,477円	6,980円	7割
	3	サービス利用に係る自己負担額	700円	773円	850円	925円	997円	1割の方
		（上段 1割 中段 2割 下段3割）	1,400円	1,546円	1,700円	1,850円	1,994円	2割の方
			2,101円	2,319円	2,550円	2,775円	2,991円	3割の方

【保険対象加算】（1日あたり又は1月あたり）

※ その他の加算は施設体制及び加算算定条件を満たした場合に算定させて頂きます。算定条件を満たし算定させて頂く場合は、事前にご説明を行います。

※ 下記表は1日単位での計算の為、月計算の場合に誤差が生じる場合があります。

算定	項目	単位	内容
○	栄養マネジメント強化加算	11単位	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50で除して得た数以上配置する事等
○	日常生活継続支援加算Ⅱ	46単位	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の15%以上であること等
○	夜勤体制加算Ⅱイ	46単位	
△	夜勤体制加算Ⅳイ	61単位	喀痰吸引実施施設
○	看護体制加算Ⅰイ	12単位	常勤看護師が1名以上
△	看護体制加算Ⅱイ	23単位	看護職員が常勤換算で2名以上
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位	介護福祉士80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位	介護福祉士60%以上
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位	介護福祉士50%以上または常勤職員75%以上または勤続7年以上30%以上
△	外泊時費用加算	246単位	1日あたり
△	外泊時在宅サービス利用加算	560単位	1日あたり
	療養食加算	6単位	1食を1回として、1日3食を限度
△	再入所時栄養連携加算	200単位	退院後、入所時とは大きく異なる場合
△	個別機能訓練加算Ⅰ	12単位	常勤理学療法士1名以上配置かつ個別機能訓練計画書作成
△	個別機能訓練加算Ⅱ	20単位	上記の条件かつLIFE提出
△	個別機能訓練加算Ⅲ	20単位	個別機能訓練加算Ⅱを算定し、口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄耀マネジメント強化加算を算定している事
△	生活機能向上連携加算Ⅰ/月	100単位	理学療法士、作業療法士等又は医師の助言に基づき、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている事
△	生活機能向上連携加算Ⅱ/月	200単位	
	排せつ支援加算Ⅰ/月	10単位	排せつケアプランの作成
	排せつ支援加算Ⅱ/月	15単位	排せつケアプランの作成・おむつ使用なしに改善
	排せつ支援加算Ⅲ/月	20単位	排せつケアプランの作成・排尿等の改善・おむつ使用なしに改善
△	褥瘡マネジメント加算Ⅰ/月	3単位	褥瘡ケア計画書の作成
△	褥瘡マネジメント加算Ⅱ/月	13単位	褥瘡ケア計画書の作成・発生なし
	経口移行加算	28単位	医師の指示に基づき、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の接種を進めるための経口移行計画を作成している場合
	経口維持加算Ⅰ	400単位	経口により食事摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥認められる入所者に対して、医師等の指示に基づき、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合
	経口維持加算Ⅱ	100単位	
△	初期加算	30単位	入所した日から起算して30日以内
△	看取り介護加算Ⅱ	1,580単位	死亡日
		780単位	前日・前々日（1日あたり）
		144単位	4～30日前（1日あたり）
		72単位	31～45日前（1日あたり）
○	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の14.0%を加算
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の13.6%を加算

	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の11.3%を加算
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の9.0%を加算
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)		令和6年5月31日までの介護職員等処遇改善加算等の取得状況に基づく加算率
△	若年性認知症入所者受入加算	120単位	
△	口腔衛生管理加算Ⅰ/月	90単位	月2回以上の実施
△	口腔衛生管理加算Ⅱ/月	110単位	月2回以上の実施かつLIFE提出
	退所前訪問相談援助加算	460単位	
	退所後訪問相談援助加算	460単位	
	退所時相談援助加算	400単位	
	退所前連携加算	500単位	
	退所時情報提供加算	250単位	
	退所時栄養情報連携加算	70単位	
	認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位	
	認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位	
	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150単位	
	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120単位	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	7日を限度として1日につき
	障害者生活支援体制加算Ⅰ	26単位	総数30%以上
	障害者生活支援体制加算Ⅱ	41単位	総数50%以上及び職員2名配置
	在宅復帰支援機能加算	10単位	
	在宅・入所相互利用加算	40単位	
	ADL維持等加算Ⅰ/月	30単位	
	ADL維持等加算Ⅱ/月	60単位	
	自立支援促進加算/月	280単位	
△	安全対策体制加算/月	20単位	外部研修受講。入所時に1回
	科学的介護推進体制加算Ⅰ/月	40単位	LIFE提出
○	科学的介護推進体制加算Ⅱ/月	50単位	LIFE提出
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	100単位	
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位	
	特別通院送迎加算	594単位	透析を要する入所者であって、やむを得ない事情があるものに対して月12回以上通院送迎を行った場合
	その他の加算		
	常勤医師1名以上配置	25単位	
	配置医師緊急時対応加算	325単位	通常の勤務時間外の場合(早朝・夜間及び深夜を除く)
		650単位	早朝・夜間帯の場合
		1,300単位	深夜の場合
	協力医療機関連携加算	100単位	入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している事等
		5単位	上記以外の協力医療機関と連携している場合
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)/月	10単位	医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している事
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)/月	5単位	医療機関から、3年に1回以上施設内で発生した場合の感染制御等に係わる実地指導を受けている
	新興感染症等施設療養費	240単位	入所者等が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った場合
	精神科医師の療養指導	5単位	月2回以上
	その他		
	安全管理体制未実施減算/日	5単位	減算
		14単位	減算
	身体拘束廃止未実施減算/日		10%減算
	高齢者虐待防止措置未実施減産		1%減算
	業務継続計画未実施減産		3%減算
	身体拘束廃止未実施減算/日		10%減算

※　○・・・算定条件を満たす為、算定させて頂いております。

※　△・・・算定条件を満たした場合に算定させて頂きます。

重要事項説明書別紙

		項目	金額	内容
介護保険外	40	食費	1,445円	食事代（負担軽減制度あり）
	41	居住費	2,200円	ユニット型個室料金（負担軽減制度あり）
	42	行事食代	実費	重要事項説明書の通り
	43	おやつ代	100円	おやつ、飲み物代（日額 ）
	44	電気使用料（テレビ、冷蔵庫）	100円	電気使用量（持ち込みでテレビ、冷蔵庫を使用した場合）（日額）
	45	希望外出時の燃料費　地域	210円	ご契約者、またはご利用者の希望によって外出した場合、外出地域によって燃料費をご負担いただきます。（税込）
		市内	530円	
		市外	1,050円	
		県外	2,100円	
	46	買い物代行料金　地域	210円	ご利用者、ご契約者様の希望によって買い物代行をした場合購入地域によって買い物代行料金をご負担いただきます。（税込）
		市内	530円	
	47	散髪代	実費	重要事項説明書の通り
	48	立替金管理料	1,100円	医療費・個人購入立替金管理料（税込）
	49	その他嗜好品等	実費	重要事項説明書の通り

【負担軽減制度】

	段階	40.食事に係る自己負担額	41.居住費に係る自己負担	内容
被保険者	第1段階	300円	880円	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者
	第2段階	390円	880円	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
	第3段階①	650円	1,370円	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下の方
	第3段階②	1,360円	1,370円	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方
	第4段階	1,445円	2,200円	利用者負担第1～3段階以外の方

【月利用料金】（1ヶ月30日の場合）

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
(A)施設サービス費単位数 (i) 単位×30日	20,460単位	22,590単位	24,840単位	27,030単位	29,130単位	
(B)施設体制加算単位数 (ii) 115 ×30日+50単位	3,500単位	3,500単位	3,500単位	3,500単位	3,500単位	
(C)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） (iii) (i) ＋ (ii) ×14.0%	3,354単位	3,652単位	3,967単位	4,274単位	4,568単位	
総単位数(A) ＋ (B) ＋ (C)	27,314単位	29,742単位	32,307単位	34,804単位	37,198単位	
①1ヶ月の介護保険料	28,051円	30,545円	33,179円	35,743円	38,202円	1割の方
（介護保険　上1割、中2割、下3割）	56,102円	61,090円	66,358円	71,487円	76,404円	2割の方
	84,154円	91,635円	99,537円	107,231円	114,607円	3割の方

■食事代

②　第1段階	9,000円
③　第2段階	11,700円
④　第3段階①	19,500円
⑤　第3段階②	40,800円
⑥　第4段階	43,350円

■居住費

⑦　第1段階	26,400円
⑧　第2段階	26,400円
⑨　第3段階①②	41,100円
⑩　第4段階	66,000円

■その他の料金

⑪立替金管理料（課税対象）	1,100円

■1ヶ月のご利用料金

	項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
被保険者	第1段階 ①+②+⑦+⑪ ※i	64,551円	67,045円	69,679円	72,243円	74,702円	
	第2段階 ①+③+⑧+⑪	67,251円	69,745円	72,379円	74,943円	77,402円	
	第3段階① ①+④+⑨+⑪	89,751円	92,245円	94,879円	97,443円	99,902円	
	第3段階② ①+⑤+⑨+⑪	111,051円	113,545円	116,179円	118,743円	121,202円	
	第4段階 ①+⑥+⑩+⑪ ※ii	138,501円	140,995円	143,629円	146,193円	148,652円	1割の方
		166,552円	171,540円	176,808円	181,937円	186,854円	2割の方
		194,604円	202,085円	209,987円	217,681円	225,057円	3割の方

※ 1ヶ月を30日として計算

※ ご利用単位により端数が生じ誤差が出る場合があります。

※i 被保険者第1段階の方は、生活保護により介護券が発行され介護保険料、食費が公費対象になります。

※ii 被保険者第4段階の方は、負担1割、2割、3割の場合があります。上記表参照。

※ 介護サービスの利用料自己負担は、1割。ただし一定の所得(単身者:年280万円以上は2割、340万円以上は3割)がある人は負担割合が変わります。

※ 預貯金等の合計金額が基準額を超えている場合は、負担軽減制度をご利用できません。また、基準額以下でも条件を満たしていない場合(非課税世帯等 上記参照)も同様です。詳しくは各市町村へお問い合わせ下さい。